

2020.11.13

世界の職業リハビリテーション第6回研究会
職業リハビリテーションの多分野連携

発達障害者の就職支援における 連携の課題

※本スライドは、研究会に参加された方向けの補助資料として作成したものです。
※本資料のご利用にあたっては、研究部門 企画調整室へご連絡いただくとともに引用元の明記をお願いいたします。

知名 青子 障害者職業総合センター

発達障害の生涯発達と生活設計

高等教育機関の発達障害学生支援と連携

発達障害者の就職支援における連携の課題

発達障害の生涯発達と生活設計

- 「発達障害」に含まれる診断名

医学的診断による発達障害の範囲 ・ DSM-5 ICD-10による定義

発達障害者支援法の範囲

広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー症候群・
その他の特定不能の広汎性発達障害）

学習障害

注意欠陥多動性障害

発達性言語障害

発達性運動協調障害 等々

十数年前までの
認識

知的障害
脳性まひ

障害と生活設計

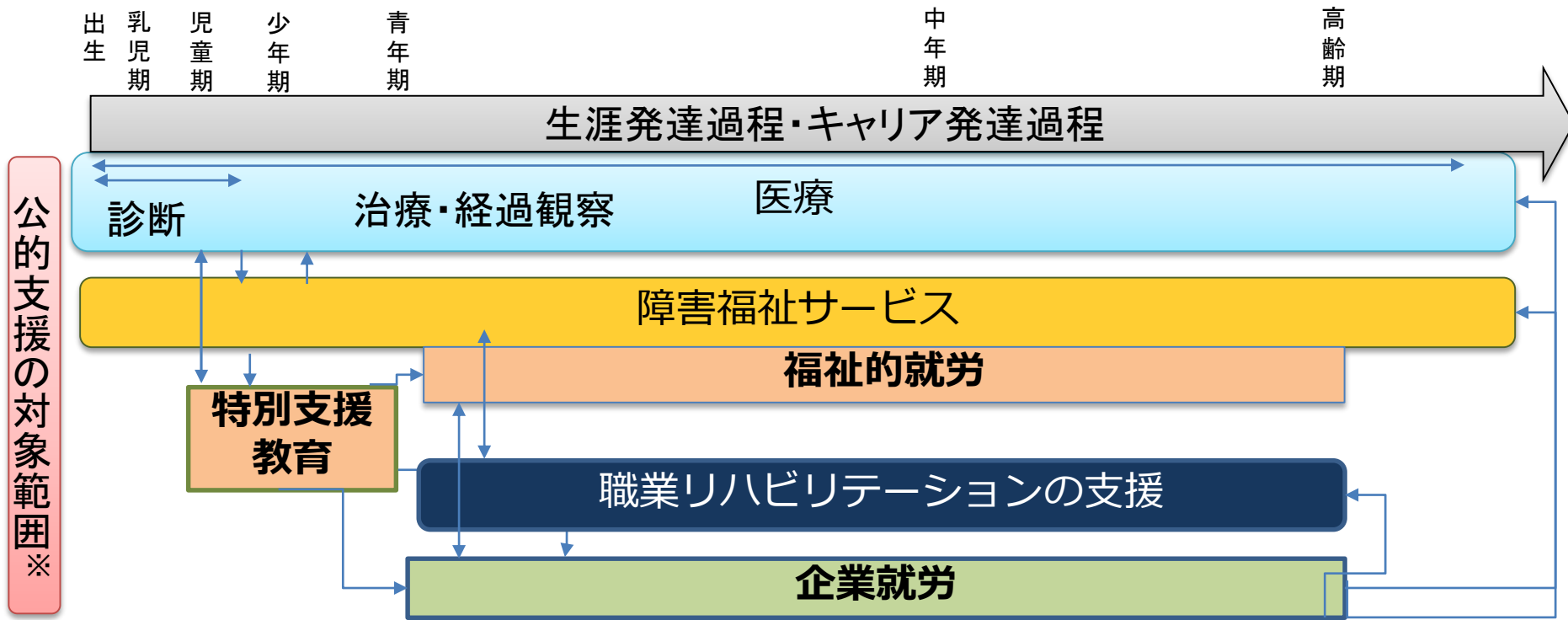
	タイプⅠ (知的障害・脳性まひ)	タイプⅡ (Ⅰ以外)
障害理解	先天的な障害として理解 障害は前提である	障害を想定せず学校卒業 障害は前提ではない
障害に向き合う時期	人生の極めて早い時期から障害とともに生活設計を描く	在学中、入職後などに障害と向き合う生活を余儀なくされる
教育課程	特別支援教育	通常教育
職業準備に関する取り組み	作業実習・職場実習・職場体験・進路相談・・・	

障害に対しての受け止め方・理解、特性を活かしていく等、様々な経験が教育課程の中に用意されている。

障害に対しての受け止め方・理解、特性を活かしていくための経験は教育課程の中に用意されていない

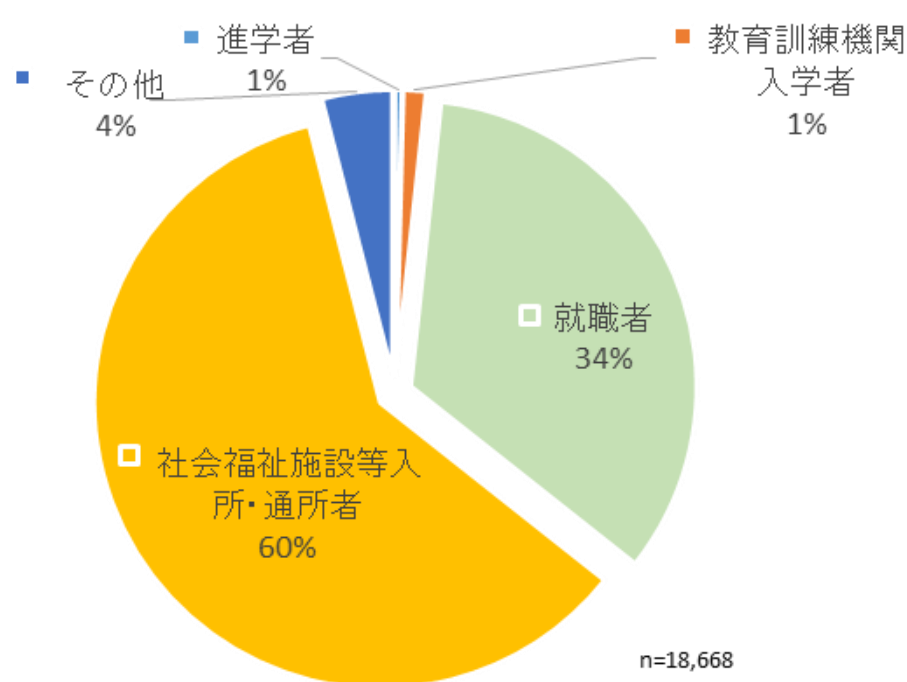
生涯発達と支援制度の利用（タイプⅠ）

タイプⅠ

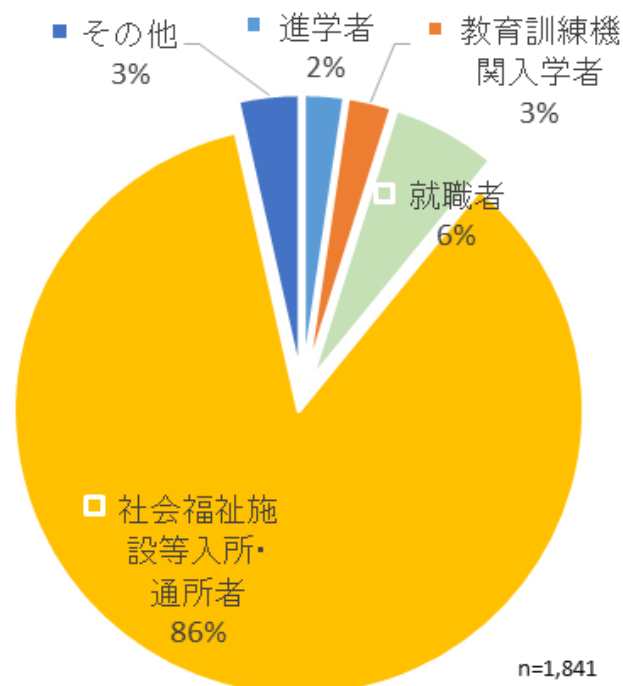


※医学的診断や障害認定に基づく公的支援サービスの実施対象

特別支援学校高等部卒業後の進路（タイプⅠ）



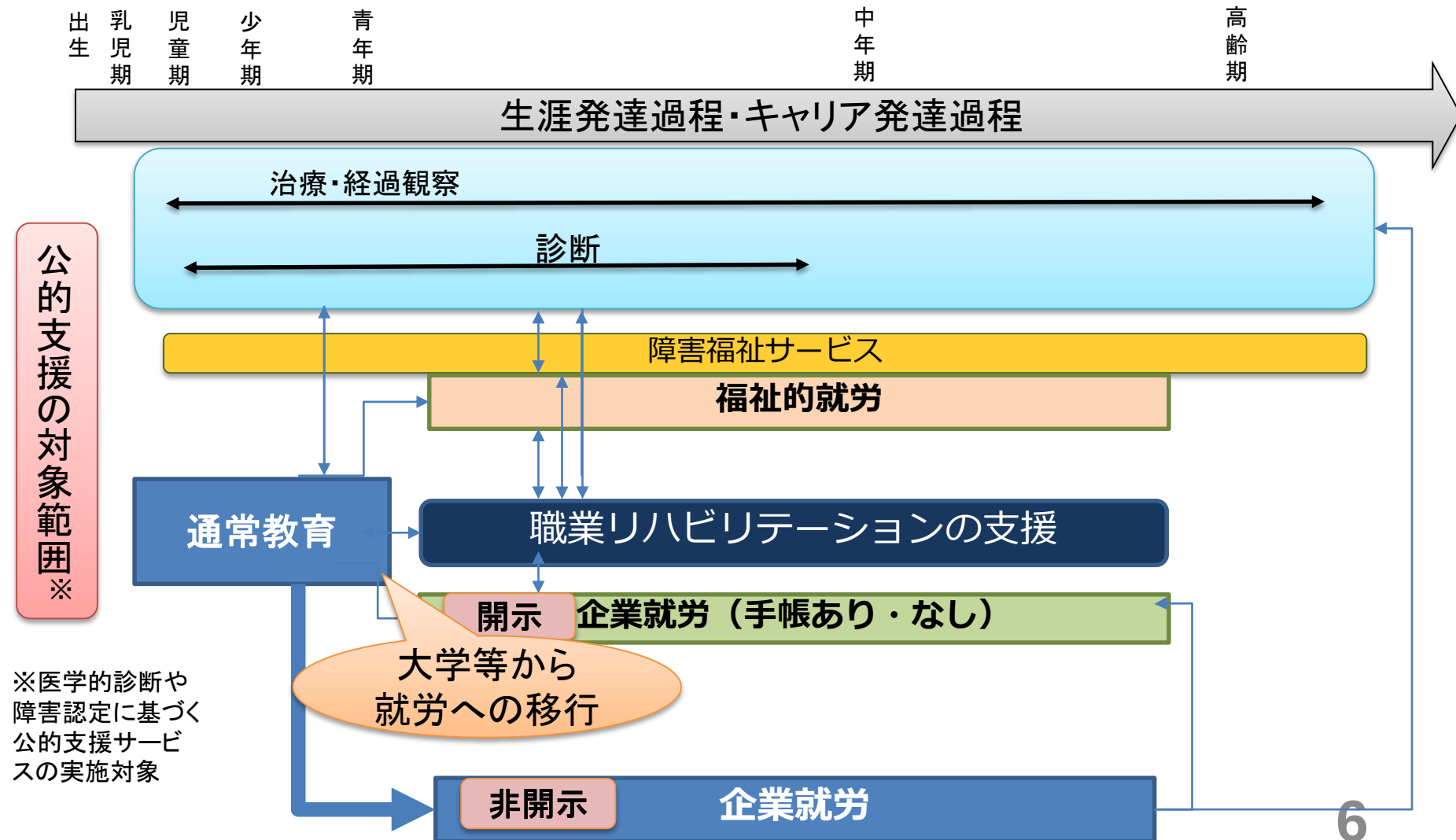
知的障害の卒業後の進路状況
(平成30年度 国・公・私計)



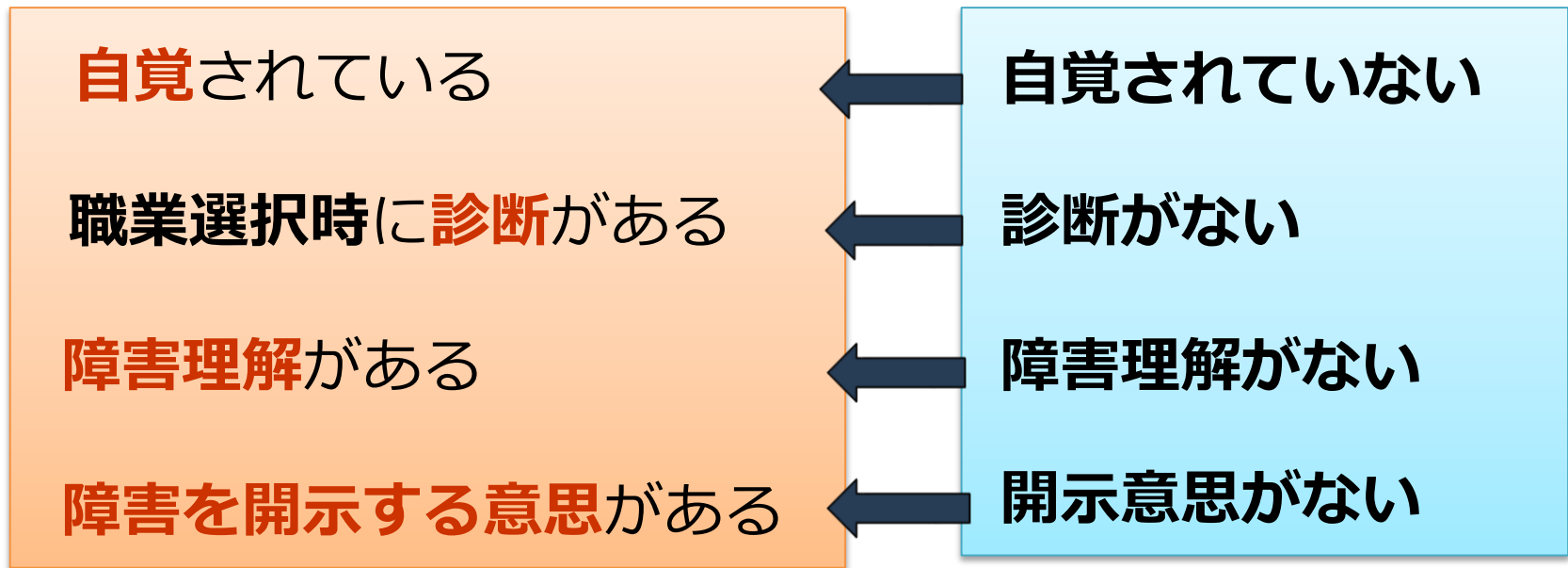
肢体不自由の卒業後の進路状況
(平成30年度 国・公・私計)

生涯発達と支援制度の利用（タイプⅡ）

タイプⅡ



タイプⅡの課題…進路選択と本人の自己理解の課題…



当事者に自覚がなく、障害に関する理解がない（十分でない）事例ではまずは「一般扱い」の就職を希望することが多く、**職業リハビリテーションからは遠くなる人が多い。**

大学等高等教育機関における支援障害学生の増加

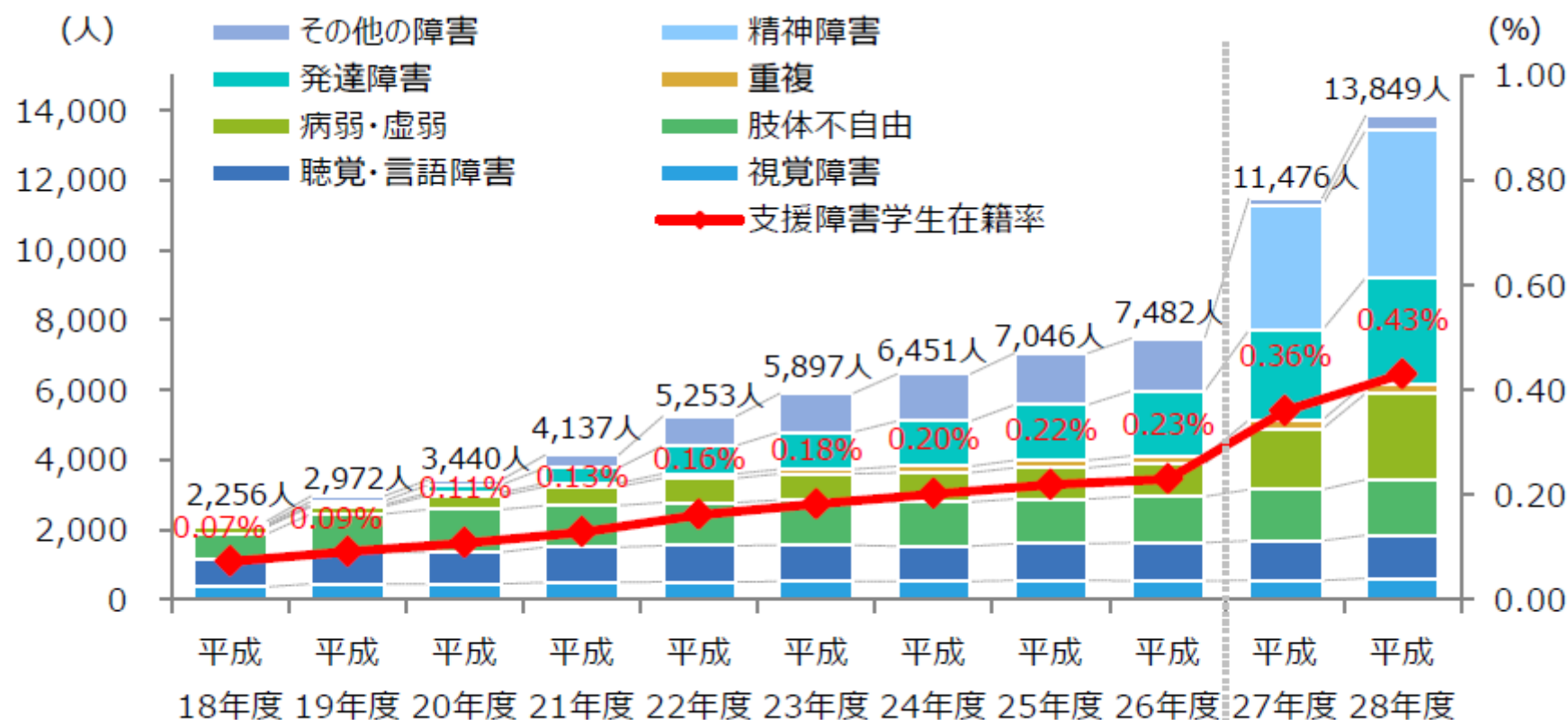


図1 支援障害学生数と支援障害学生在籍率の推移

発達障害学生の支援実施校数の推移

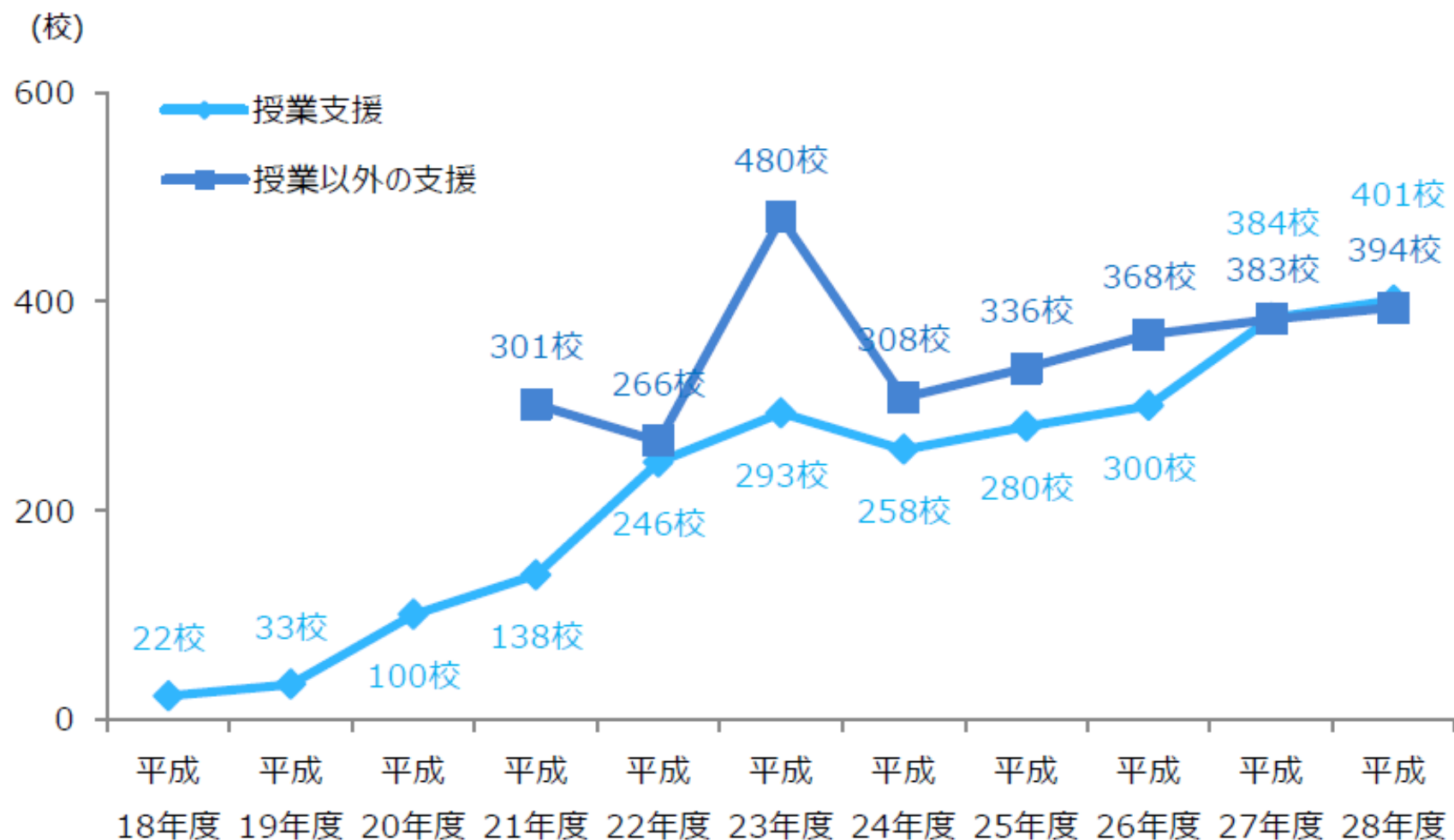
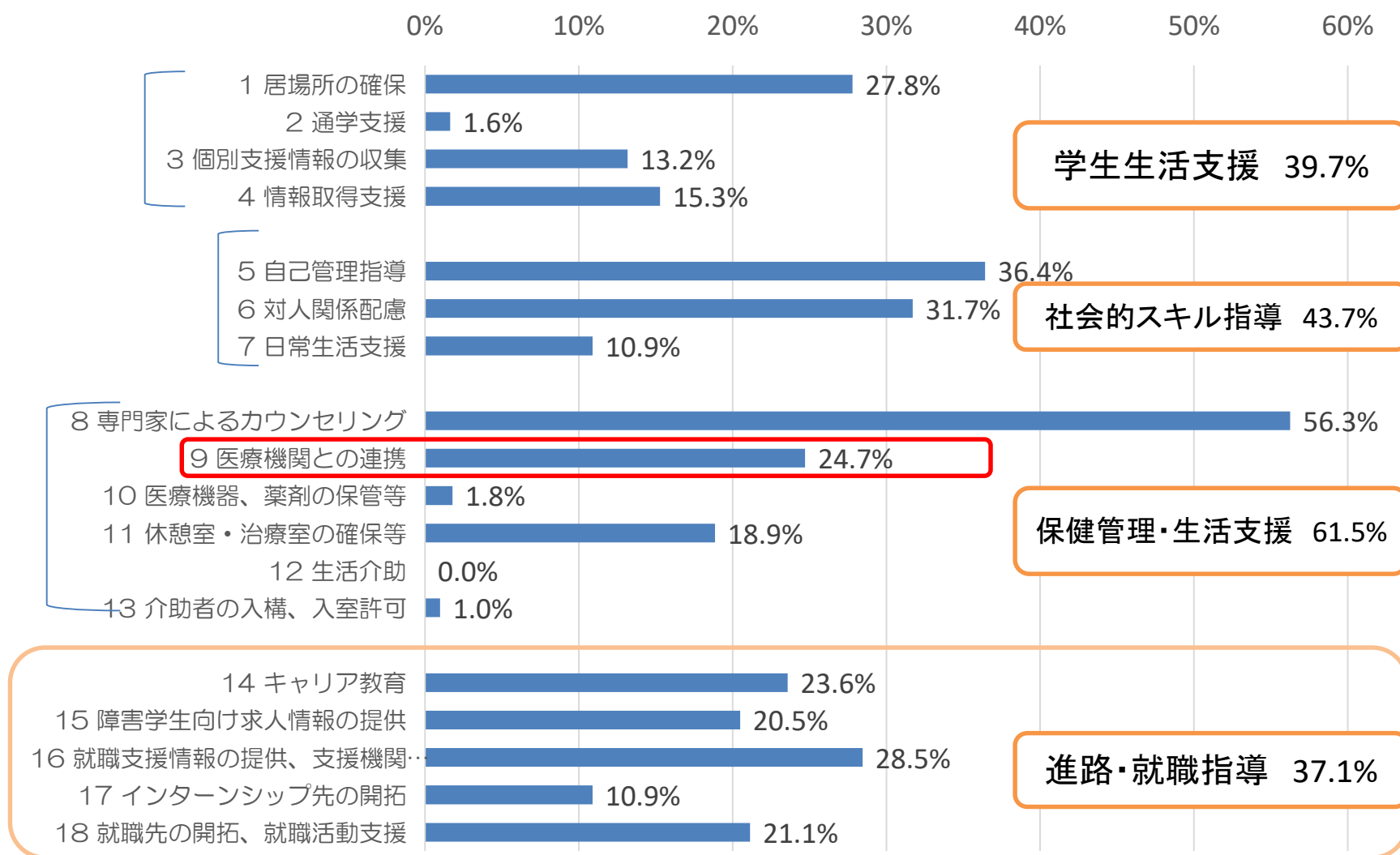


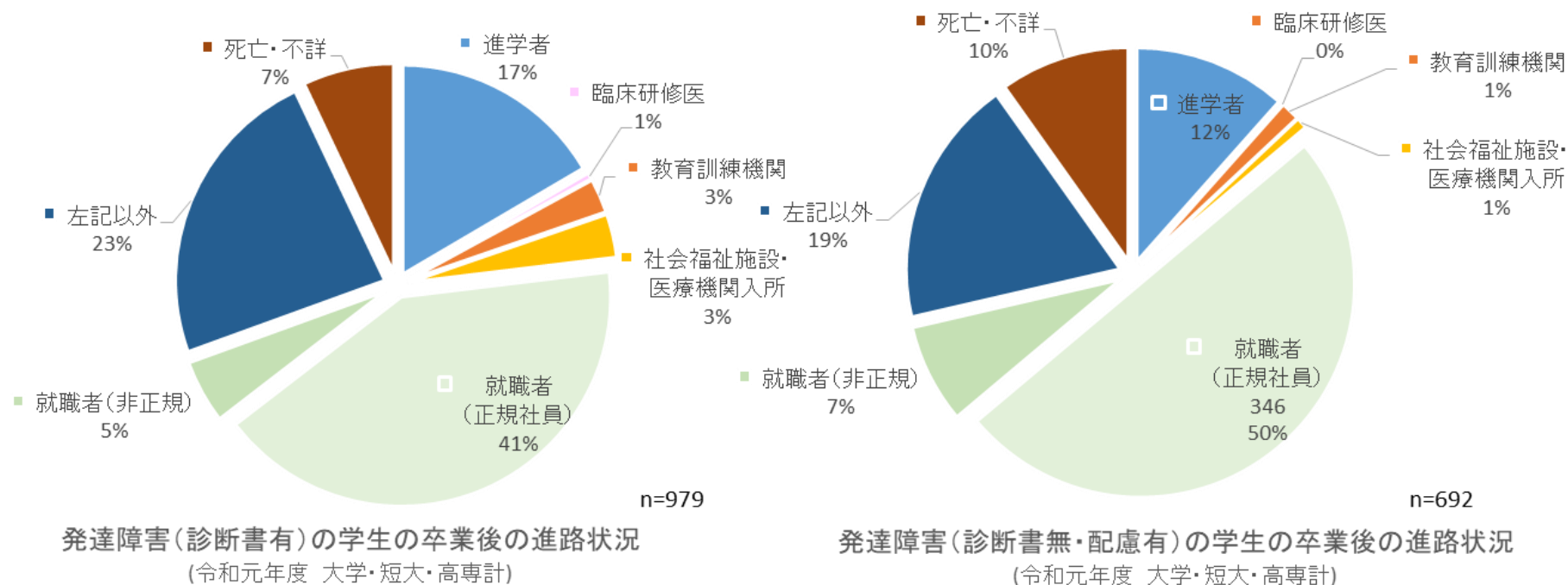
図3 発達障害学生への支援実施校数の推移

発達障害学生への授業以外の支援



※1名以上支援発達障害学生が在籍する学校数615を母数とした場合の比率

大学卒業後の進路



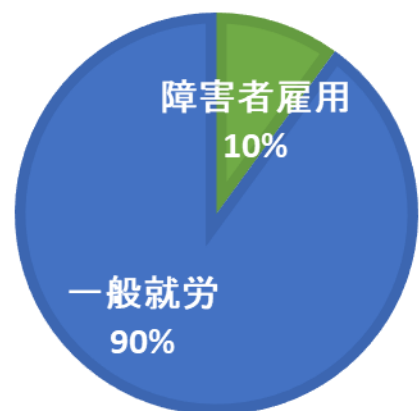
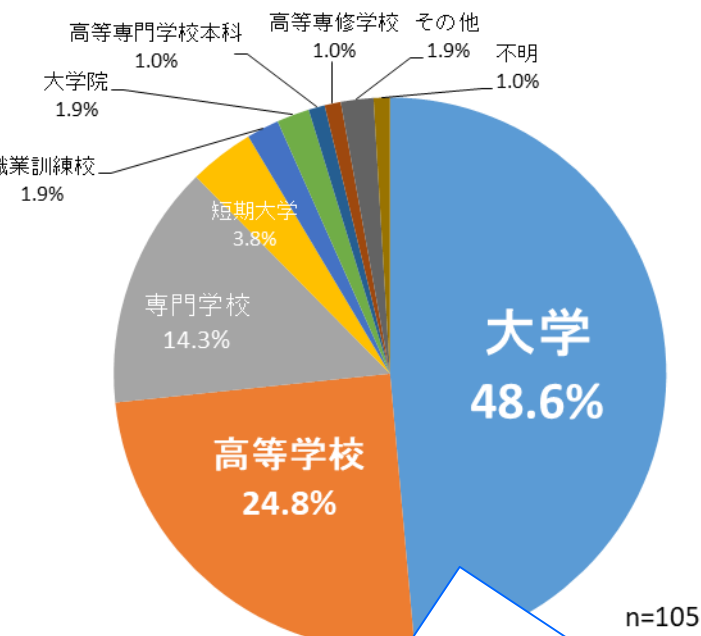
発達の診断がある学生の卒業率は68.3%

(卒業生数979名／最高年次数1434名)

就職希望率67.9% 就職率**61.1%**(他の障害種別と比して最も低い)

※日本学生支援機構「令和元年度(2019年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」を参考に作成

大学卒業後の初職



大学卒業後の初職

■ 地域障害者職業センターを利用する発達障害者（知的発達に顕著な遅れのない者）の場合、大学卒業後、初職として障害者雇用を選択していた者は、**約10%であった**（障害者職業総合センター，2020）

■ 初職で障害者雇用を選択した者は、その後の転職はなかった。

■ 一般就労した者でも、離転職する経過において、一部障害者雇用を選択する者がいる一方、一般就労を選択し続ける者もいた。

■ 大学は、教育機関に繋がっているという点で最後の機会。キャリア意思形成を行うタイミングとして重要。

■ 一旦卒業すると、支援機関に繋がるまでに離転職を繰り返す可能性がある。

高等教育機関の発達障害学生支援と連携

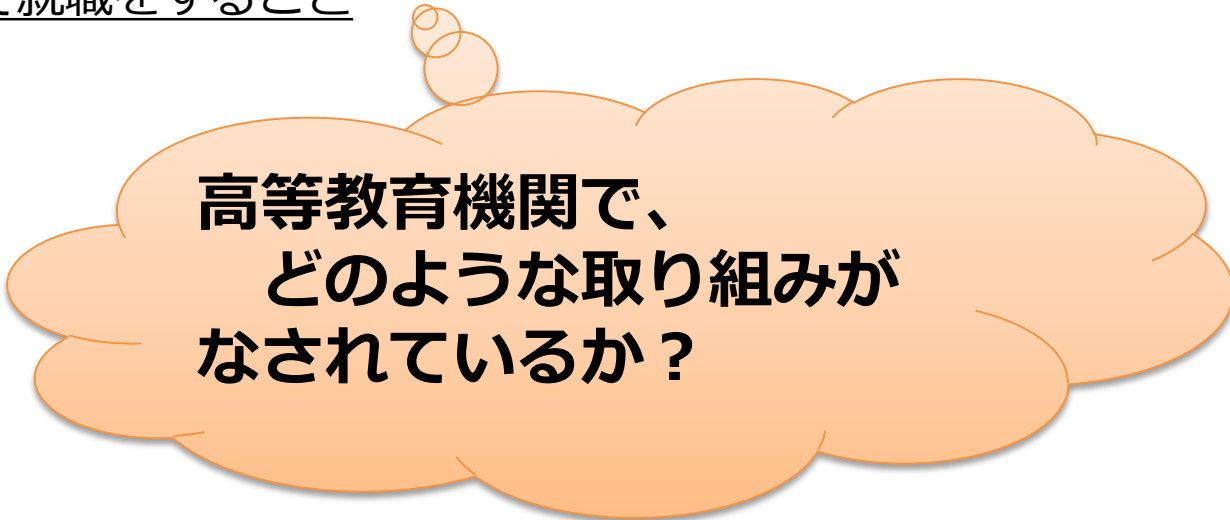
高等教育機関においてどのように支援を開始するのか…

- “精神科”、“大学”、“若年就労支援機関”等での課題対応により、発達障害が疑われるケース
- 専門支援を利用するためにたどる経過とは…

「診断」を経て、

「障害者手帳」を取得し、

「障害者求人」で就職をすること



高等教育機関で、
どのような取り組みが
なされているか？

精神科医師が診断から障害者就労までの橋渡しをした事例

相談過程で診断を受けての支援が必要とみられる事例は精神科クリニックへ担当医師が紹介。



大学
キャリア支援室
保健管理センター



精神科クリニック

障害者雇用を視野に入れた診断・治療

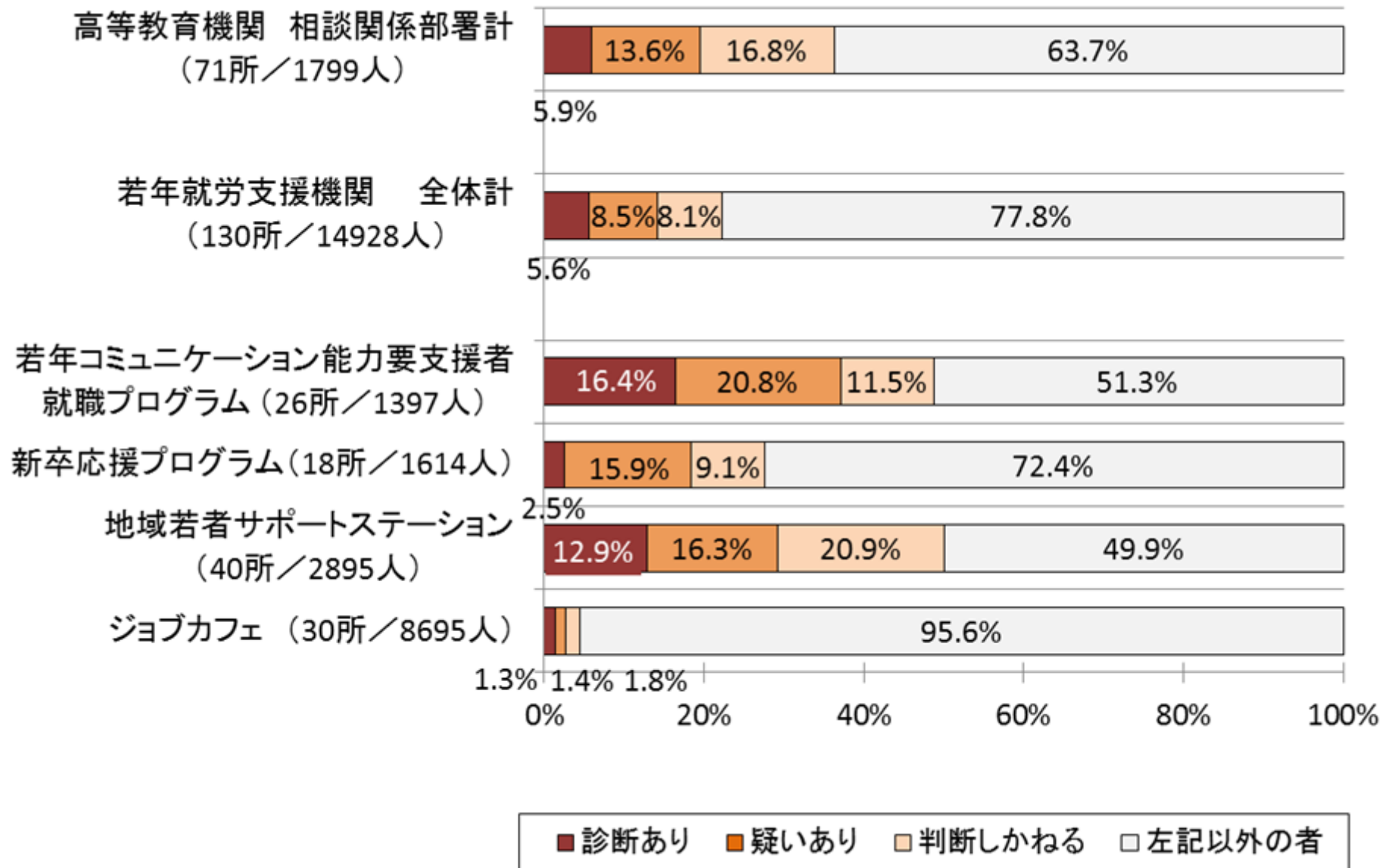
大学生の就職活動を契機に学内キャリア支援室や学生相談室、保健管理センター等に来所する学生が一定数いる中、学内支援で解決に至らないケースで一部背景に発達障害の疑われる者が存在。

会社や家族
の指摘等

診断に至ったケースで就労に困難が想定される場合には精神障害者保健福祉手帳の取得を勧めることもある。手帳取得の手続きに進む前の了解・納得に時間を要することが多い。
障害者雇用全体では若年層に対して検討を勧める場合が多い。

若年就労支援機関の新規利用者の中の発達障害者の把握の現状

(調査期間：平成23年4月～9月)



ワンストップサービスにおける連携・支援の例 (ハローワークと 若者サポートステーション)
.....在学中の相談支援体制整備に基づくサポート.....

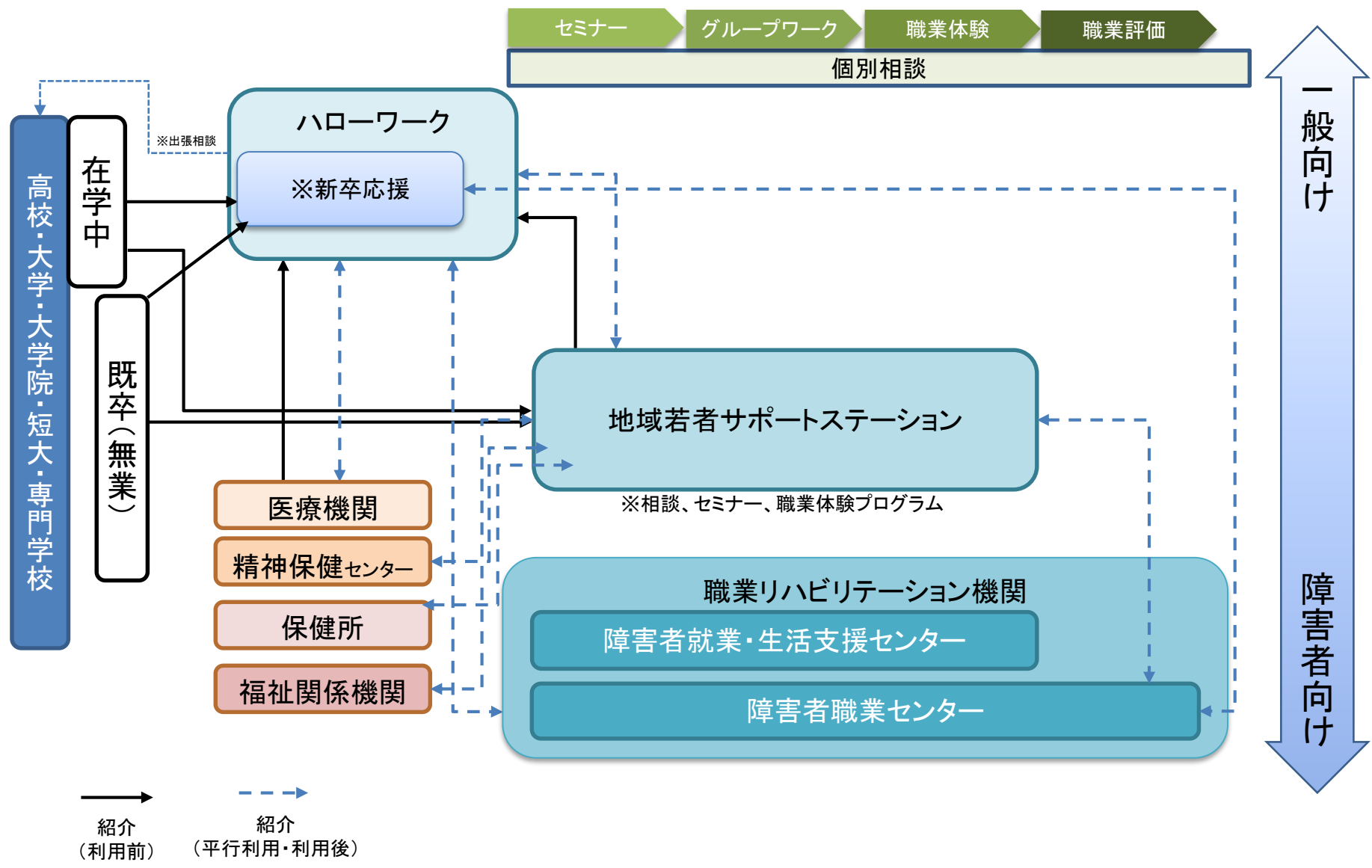
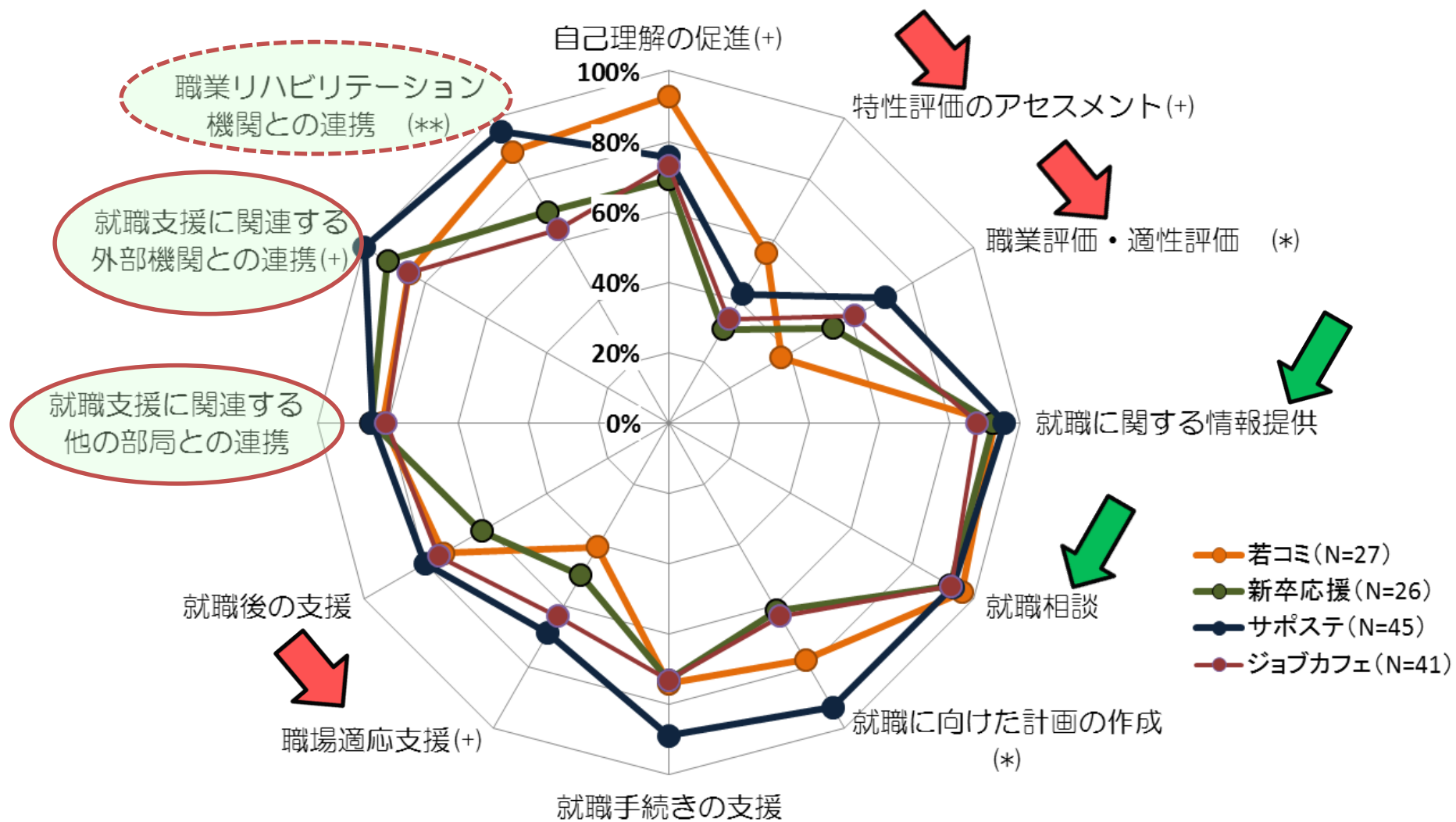


図 ある新卒応援ハローワークを中心とした若者の流れ

若年就労支援機関で実施している就労支援の内容



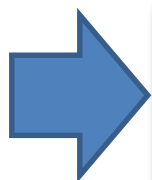
(機関別の違いが明確な項目：** > * > +)

- 自己理解の深化や障害受容の課題がある場合、「紹介先での専門支援に適応できない」「専門支援を継続して利用するための相談支援が紹介元機関において必要となる」という事態が想定される。
- 若年就労支援機関で重視すべき活動として、職業適性検査等の結果を解説する中で職業生活設計の見直し(専門支援の選択)を促すことが必要であり、そのために職業適性相談に基づく支援体制の整備が必要である。

- 利用者からの物理的距離の大きさが支援機関の利用可能性を左右しており、これに心理的距離の大きさが加わると、**利用可能性**がきわめて限定される。
- 若年者に対しては、学校卒業時点の**最初の職業選択でつまずかない支援**が重要であり、教育機関においては 特性理解を踏まえた職業指導の実施などの支援体制の整備が必要である
- 支援のための機関連携において、「つなぐ」は「送り出す」「任せる」ではなく、**「共有して連携支援を継続する」**という認識が必要である。また、**「つなぐ」タイミング**は **障害理解の深化** が「鍵」となる。
- 発達障害者支援のための**支援者の専門性の確保**（人材育成）が必要である。

発達障害の就職支援の課題

- 高等教育機関で発達障害学生が増加する中、障害特性に応じた職業指導やキャリア教育の機会をどのように保障するか？
- 発達障害に特化した就職支援はどのように実施されるのか？



就労支援機関との連携による
支援の可能性

発達障害のある学生に対する大学等と就労支援機関との連携による就労支援の現状と課題に関する調査研究 (令和2年度～令和4年度)

本研究の主旨

- 1 支援発達障害学生に対する大学等と就労支援機関の連携による就労支援の実態把握
- 2 連携によって課題の解決が図られた事例や、対応が困難であった事例を収集し、大学における就職支援の機能や就労支援機関の機能について整理を図った上で、各機関の連携による機能の補完と、それによる就労支援の効果について議論・検討を行う。
- 3 1、2によって得られた結果から、高等教育機関と就労支援機関における効果的な連携の在り方を提示する。

高等教育機関の連携タイプ（仮説）

大学	障害学生支援室の取組	就職相談	職業評価・適性評価	特性評価の アセスメント	職業準備性の トレーニング	シップ・インターン シップ・アルバイト	実習・インターン 情報提供	就職に関する 情報提供	就職計画の作成	書類作成指導	履歴書等 面接練習	職場訪問への 同行	就労支援機関へのリ ファー／連携	就職後の相談支援	企業訪問
A	アクセシビリティ支援室は障害の有無によらず、大学生生活上の困難を受け止める場として機能し、 学生相談室（医務室）や就職支援課など、必要な部署と連携し合うトライアングル体制 が取れ、 低学年次からの緩やかな支援 が可能となっている。	○						○		○	○	○	○	○	○
B	発達障害学生（本人、教員、家族）から支援要請があった場合、個別相談を行い、そこで浮かび上がった課題に対して状況を整理し、学生が実行可能な対処法について検討する。実行後は学生とともに振り返りを行い、再び状況を整理する。学生のセルフ・アドボカシーへの意識を培うプロセスとなっている。 学生と支援者の対話を学生自身の自己理解や行動の変容を促進する心理教育的アプローチ として位置づけている。	○	○										○	○	
C	発達支援研究センター内で、 発達障害学生を対象とした自立支援プログラム を2008年より開始。		○	○	○	○									
D	大学内における発達障害学生支援体制の構築および 地域の関係機関との連携を強化 し、学生の就業支援に力を入れている	○					○	○	○	○	○	○	○		○
E	就労支援の課題を模索した結果、 就労移行支援事業所との連携 が開始された。	○	○												
F	コミュニケーションやソーシャルスキルに困難がある学生において、就労移行支援が適当と思われた学生に、学外の 就労移行支援事業所を紹介 している。場合によっては、就労移行の担当者に大学に出向いてもらい、紹介・インタビューを行っている。	○											○		
G	文科事業「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の採択を受け、 大学、地域行政、企業、教育機関間の連携を重視したモデル創出 を行っている。	○													
		学内機関との連携による支援（機能充実型） 学外機関との連携による支援（機能補完型） モデル事業を通じた学外連携による支援提供（機能充実・補完型）													

発達障害者の就職支援における連携の課題

- 多くの場合、本人の適応面の課題が顕在化し、治療・支援が必要となったこと（問題の深刻化）が支援機関の連携のきっかけとなっている。
- 発達障害の特性のある児童・生徒・学生に向けたナチュラルサポートが可能な体制を、学校や地域社会において構築する必要がある。
- 適応面の課題が深刻化を日ごろから防止するために、本人・家族・学校関係者や医療機関、福祉、労働の担当者がゆるやかに連携し、必要に応じて専門的な対応を行う必要がある。
- 高等教育機関では、専門的支援が必要な学生においては、就労支援機関を効果的に利用するだけでなく、卒業後の就職や職場適応継続のため、本人の自己選択による支援機関の利用可能性を高めておく必要がある。

ご清聴ありがとうございました

【関連資料】

障害者職業総合センター調査研究報告書

- 2009 No.88 発達障害者の就労支援の課題に関する研究
- 2011 No.101 発達障害者の企業における就労・定着支援の現状と課題に関する基礎的研究
- 2013 No.112 若年者就労支援機関を利用する発達障害のある若者の就労支援の課題に関する研究
- 2020 No.150 発達障害者のストレス認知と職場適応のための支援に関する研究
—精神疾患を併存する者を中心として—

障害者職業総合センター リーディングス職業リハビリテーション

- 2012 発達障害のある人がよりよい就労を実現するために

障害者職業総合センター 資料シリーズ

- 2018 No.100 就業経験のある発達障害者の職業上の
ストレスに関する研究 —職場不適応の発生過程と背景要因の検討—

独立行政法人日本学生支援機構

- 2011 平成23年度(2011年度)障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書
- 2019 令和元年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する
実態調査結果報告書

文部科学省

- 2019 平成30年度 学校基本調査 特別支援学校卒業後の進路